

秘密保護法 解説

第13回 特定秘密保護法の施行せまる！

秘密保護法対策本部副本部長 長谷川 弥生 (63期)

1 情報保全諮問会議における運用基準などの検討の進行

昨年12月に成立した特定秘密保護法（以下「法」という）は、施行に向けて着々と事態が進行している。法の成立からこれまで、法の施行令や運用基準の検討のために、マスコミ関係者、大学教授や弁護士ら7名で構成された情報保全諮問会議（以下「諮問会議」という）が開催されてきた。今年1月に第1回諮問会議、その後各委員による個別の検討や準備会合を経て、第2回諮問会議が開催され、今年の7月17日に施行令および運用基準の素案（「案」ではない）が公表された。この原稿を書いている時点では素案に対するパブリックコメントが行われており、集まった意見について諮問会議で検討し必要に応じて素案を修正し、今秋の早い時期に第3回諮問会議が開催され、施行令案と運用基準案を総理大臣に提案し、これを受けて閣議決定がなされる予定である。このままいけば予定どおり、今年の年末までに施行されることになる。

2 公表された運用基準案などについて

公表された素案の概要は以下のとおりである。

(1) 施行令案

秘密を指定する機関として、国家安全保障会議などの19の行政機関の長を指定、特定秘密の保護のための保護措置（業務管理者の指定から緊急事態における廃棄にいたるまで11の保護措置）を規定した。

(2) 運用基準案

特定秘密の指定対象となる別表の4項目については、その内容を具体化するために55項目を挙げた。「公になっていない」という要件は、国外を含め現に不特定多数の人に知られていないか否かを判断基準

にすることとし、特段の秘匿の必要性も指定に当たって具体化することが求められることとした。秘密指定の有効期間の設定基準、特定秘密指定の具体的手続き、適性評価の実施方法、内部通報なども定めた。

(3) 適正確保の仕組みについて

内閣に設置される予定の内閣保全監視委員会（仮称）は、関係省庁の事務次官級の会議体であり、特定秘密制度の運用の共通化・平準化を担うことになる。これに対して、内閣府に設置される予定の独立公文書管理監（仮称）および情報保全監査室（仮称）は、関係省庁に対して調査権や勧告権を持つことで恣意的運用を改善しようというものである。これは独立性の確保が強く求められる。

(4) HPでの資料の公表

以上の情報をはじめ、諮問会議の詳細な資料などは内閣府のHPに公表されている（詳細は内閣官房のHPの「特定秘密保護法関連」参照*）。適性評価の際の、対象者に対する質問票（素案）も掲載されている。これを過剰とみるか不足とみるか妥当とみるか、ぜひ一度ご覧いただきたい。

3 今後の動きに対して

施行令や運用基準は法そのものを修正するものではないから、やはり法を一旦廃止にした上で制度のあり方を考えるべきである。

しかし、施行令や運用基準等の準備が具体的にここまで進んで来ていることからすれば、法に反対するという考え方を基盤としながら、施行令や運用基準等の内容についても個別具体的に問題を指摘して行くことも並行して行うべきである。

* <http://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/index.html>